

離婚届 記載例

夫の氏を称して婚姻した夫婦が協議離婚する場合
(妻はもとの氏にもどり新戸籍を編製する場合)

届書は略字で書かずに戸籍に記載されているとおりの文字で記入してください。

提出する日を記入してください。

離婚届

愛知県尾張旭市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 おわり いちろう 尾張 一郎	妻 おわり あきこ 尾張 秋子
生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住所	愛知県尾張旭市東大道町 原田 2600 番地 1	愛知県尾張旭市新居町 明才切 57 番地
世帯主の氏名	おわり いちろう 尾張 一郎	あさひ こうすけ 旭 孝助
(2) 本籍	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1	
筆頭者の氏名	尾張 一郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 尾張 三郎 母 愛知 夏子	妻の父 旭 孝助 母 旭 冬子
父母との続き柄	長男	二女
養父	続き柄	養父
養母	養子	養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	愛知県尾張旭市新居町明才切 57 番地	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 尾張 太郎	妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	平成 〇〇 年 〇〇 月 から 令和 〇 年 〇〇 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人署名	夫 尾張 一郎 印	妻 尾張 秋子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	妻 年 月 日	自宅・勤務先 []・携帯

現在、住民登録されている住所を記入してください。

※住所を変更するときは、市役所開庁時に住所を変更する届出(転入届等)が必要です。(閉庁時には住所変更の手続きはできません。)

婚姻中の本籍を記入してください。

父母欄には実父母の現在の氏名を記入してください。養父母がいる場合は養父母の現在の氏名を記入してください。

夫婦の間に未成年の子がいる場合は、夫・妻のどちらが親権を行うのかを決めて、子の氏名を夫・妻のどちらかの欄に記入してください。
※親権者を定めるだけでは子の戸籍に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所で許可を得た後、入籍届の届出が必要です。

現在同居中の場合は(同居を始めたとき)のみ記入し、別居する前の住所の欄には、「同居中」と記入してください。

婚姻中の氏名で署名してください。(押印は任意です。)

平日の開庁時間に連絡がとれる電話番号を記入してください。

届出できる場所：本籍地、住所地、所在地のいずれかの市区町村
(この届出は夜間、休日でも届出することができます。)

必要なもの：離婚届 1 通
届出を持参する人の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
※本人確認書類をお持ちでないかたや、夫妻のどちらか一方でも提出できます。ただし、本人確認ができなかったかたに対して、郵便で離婚届が出されたことをお知らせします。

※引き続き、婚姻中の氏を名乗る場合は、離婚届と同時に又は3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」の提出が必要です。
※戸籍の届出は、休日や夜間も宿直室にて受付しますが、届書の記載に不備がある場合や必要な書類がない場合等には再度来庁していただくことがあります。
※裁判離婚等の場合は、必要書類等が協議離婚と異なりますので、詳しくは市民課までお問合せください。

協議離婚の届出には成人2名の証人が必要です。
証人本人が署名、生年月日、住所、本籍を記入してください。(押印は任意です。)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	尾張 四郎 印 愛知 冬子 印
生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住所	愛知県尾張旭市東大道町 曾我廻間 2301 番地 1 愛知県瀬戸市追分町 64 番地 1
本籍	同上 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

婚姻の際に氏を改めた方は、次の中から選んで記入してください。
①婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる。
※もどる戸籍が除籍になっている場合は、もどれません。
②婚姻前の氏を名乗り、自分で新しい戸籍をつくる。
③婚姻中の氏を引き続き名乗り、自分で新しい戸籍をつくる。
※③の場合はこの欄は記入しないでください。離婚届とは別に、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：(公正証書 それ以外)
 まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎ 署名は必ず本人が自署してください
子の面会交流及び養育費の分担について を記入してください。

☆この記載例はすべてのかたに当てはまるものではありません。
詳しくは市民課までお問合せください。 尾張旭市ホームページはこちら⇒